

平成23年度事業計画

1. 稟研をめぐる環境

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。また、先般の東日本大震災は、わが国の経済・社会共に多大な影響を及ぼしている。現下の国内の経済状況に関しては、震災による甚大な被害に加え、資源高による企業の収益圧迫、雇用不安等多くの懸念要因が存在し、厳しい状況にある。また、海外においても、新興国の一帯では活況を呈してはいるものの、欧米の成長力は乏しく、一部に政情、財政上の不安等もあり、不安定な状況にある。

また、人口減少と高齢化、グローバル化の急速な進展、環境問題、財政の累積赤字等といった多くの構造的問題は一層深刻化しつつある。経済面では、新興国が急激に発展する一方、低成長にあえぐわが国は国際的な地位を低下させている。国内への投資の魅力低下が、日本企業の海外移転や外国企業の日本拠点の転出等となり、産業の空洞化、雇用の喪失、経済成長の鈍化、それが、また投資の減退・流出に繋がるといった、負のスパイラルに陥る懸念がある。また、財政における累積赤字は、社会保障費の増大等により、長期債務残高が2010年度末にはGNPの180%に達すると見込まれる等、世界で最悪の水準という危機的な状況に至っている。これらの問題に、震災による影響が更に加わり、社会・経済全般に閉塞感を与えていている。

このような状況においては、まずは震災への復興・復旧の迅速な取り組みが不可欠である。また、これと並行して、構造的な問題に対しても、中長期的な視点に立った改革の方向性を明らかにし、着実かつ速やかに着手することが求められる。特に、成長戦略、財政改革、社会保障と税制の一体的な改革等の早期実行が必要である。

その中で、消費税を含む税制の抜本的改革についても、長年その早期実現の必要性を当協会としても提言し続けているが、未だ議論の進展が見られず、具体的な改革案の早期提示と議論を経て、早急に実現の目処をつける必要がある。

2. 協会の活動方針

上記の査研をめぐる環境に立ち、民間の租税研究機関として我が国の税制の研究と普及に貢献してきた当協会は、引き続き、その活動をベースに、中身の更なる「充実」を図り、会員のニーズに「迅速」に応え、るべき財政・税制・税務の「実現」に向け諸活動を展開し

ていく。

しかしながら、中期計画で示したとおり、会員への価値の提供を極力維持しつつも、収入の範囲内に活動を収斂させるため、事業内容の抜本的な見直しが必要とされている。その取り組みの初年度となる平成23年度は、中期事業計画に沿って、次のような活動方針に基づき、過去最大の規模となった平成22年度事業の「選択と集中」に着手し、目標年度である平成25年度には、収支相償の原則に則し、かつ安定的な運営が行われるように、方向付けをする年と位置づける。

- ① 税制改正意見等の提言活動の充実を図る。
- ② 財政、税制に関する調査、研究、提言活動の充実を図る。
- ③ 会員のニーズに的確に対応した情報発信機能の充実を図る。
- ④ 公益法人改革に即応して、租研として公益認定申請方針を決定し、公益社団法人への移行作業を進める。また、協会活動を通じた社会貢献活動を高める。
- ⑤ 租研をめぐる環境が極めて厳しいことから、経費節減に努めると共に、限られた資源の中で、効果的、効率的な事業運営を徹底する。

3. 平成23年度計画の総括

平成23年度においては、中期事業計画に沿って、事業全体の見直しに着手することとするが、成果の發揮に向け平成22年度から継続すべき活動もあり、最終目標に向け、継続と見直しが併存する移行期にあたる。

その結果、活動水準全体では、開催回数で年間200回と平成22年度に比較して1割強の縮少となるが、昨年度から取り組んできた取り組みの継続もあり、平成11～20年度の平均(165回／年)、中期目標(平成25年度170回／年)に比べれば、なお、高水準な事業活動とする。

・活動計画一覧表

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 計画	平成25年度 中期計画
理事会・総会・委員会等	39回	45回	74回	103回	88回	70回
内研究会	17〃	24〃	56〃	70〃	55〃	43〃
会員懇談会	74〃	106〃	111〃	87〃	83〃	72〃
租税研究大会*1	(2.5日)6〃	(2.5日)6〃	(4.0日)11〃	(3.0日)9〃	(3.0日)6〃	(3.0日)6〃
基礎講座*2	(3講座)22〃	(3講座)23〃	(4講座)30〃	(4講座)28〃	(3講座)23〃	(3講座)22〃
合計	141〃	180〃	226〃	227〃	200〃	170〃

* 1 平成23年度計画の内訳：東京大会2.0日（報告1、討論3）、大阪大会1.0日（報告1、討論1）

* 2 平成23年度計画の内訳：法人税基礎講座－東京8回、大阪9回、国際課税基礎講座－東京6回

4. 委員会・研究会等

民間の中立的な立場から調査・研究を行い、わが国の「あるべき財政・税制・税務」の実現のため、提言、意見表明を行なう中核事業である。特に、ここ2年で拡充を図ってきた研究会活動は、その軸であり引き続きその内容の充実に努めるが、一旦目的を果たした研究会については見直し、重点化を図る。具体的には、当協会の税制改正提言である「租研意見」を作成する政策検討会、通達への会員意見の実現を図る通達等検討分科会等の更なる充実を図る一方で、研究会等で役割を果たしたものについては見直しをする。

また、意見交換会は、当協会の特質を活かした活動であり、必要に応じて開催する。

・理事会・委員会等の内訳と回数推移 (回数)

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 計画	平成25年度 中期計画
理事会・総会	5	5	5	4	4	4
委員会・研究会等	26	36	64	85	69	56
内研究会	16	23	48	70	55	43
意見交換会	8	4	5	14	15	10
合計	39	45	74	103	88	70

(1) 政策委員会（政策検討会、地球環境問題検討会）

租研の財政、税制の提言等の企画・立案を担当する委員会・検討会として、各委員会・研究会の研究・提言、会員からの税制改正意見、アンケート調査等を元に、税制改正に関する租研意見を取りまとめ、関係機関に対して提言を行う。

特に、昨年より拡充に努めてきた政策検討会は、研究・提言活動を本格化し、抜本的な税制改正に向け、「租研意見」の更なる充実を図る。

(2) 財政経済委員会（財政経済研究会）

社会保障制度、財政制度改革に関する諸課題について調査、研究し、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、さらに必要に応じて、関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に財政経済研究会をおき、引き続き調査、研究、提言活動を継続する。

(3) 個人課税委員会（個人課税研究会）

個人所得税や相続税・贈与税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に個人課税研究会をおき、金融課税を含め、個人課税に関する調査・研究活動を行なう。

(4) 法人課税委員会（法人税研究会、税務会計研究会）

法人税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会における、各研究会の活動は以下のとおりである。

①法人税研究会

法人税における諸課題（税務会計研究会に係る課題は除く）について、調査、研究を行い、会員等に対して幅広く情報提供を行う。

i) 通達等検討分科会

昨年度、企業の実務と税制度や通達との関係が不明確、不確定な分野について、実務面から税制度の透明性の確保や予測可能な取扱の明確化を目指して、設置し、会員意見の通達への反映等成果を得た。本年度も引き続き実施し、活動の定着と更なる充実に取り組むこととする。

ii) 国際的組織再編等課税問題検討会

日本企業の国際的組織再編や資本取引等に関する課税上の課題を中心として、調査・研究を行なっていくこととしている。なお、目処がついた段階で見直しを行なう。

②税務会計研究会

平成20年度より、企業会計基準の国際的な統一化への大きな変化に対して法人税法の取扱に関する調査、研究を継続してきたが、一連の検討が終了することから、報告書作成、提言を実施する。その後、活動を見直すこととする。

(5) 国際課税委員会（国際課税研究会）

国際課税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供することとし、必要に応じて税制改正意見等として、関係当局に対して意見、提言を行う。

なお、国際課税研究会は、研究者、官庁、民間が共通の場で行なう最先端の研究であり、引き続き国際課税に関する国際的に重要な論文について、翻訳、調査、研究を行い、会員に対して幅広く情報提供する。

(6) 消費課税委員会（消費税研究会）

消費税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していく

くこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、当委員会の下に、消費税に関する調査・研究活動を行なう研究会の設置を検討する。

(7) 地方課税委員会（地方税研究会）

地方税に関する諸課題を調査、研究するとともに、会員等に対して幅広く情報提供していくこととし、必要に応じて税制改正意見等として関係当局に対し意見、提言を行う。

なお、現在地方税研究会において行なっている、地方税における法人課税の研究は、一旦取り纏めを行うこととする。その後、活動を見直すこととする。

(8) 運営委員会（企画・運営小委員会）

租研の事業計画の策定や事業活動の基本方針等重要な事項について、協議、検討等を行う。

当委員会の下に、企画・運営小委員会をおき、必要に応じ、隨時協議、検討等を行う。

(9) 税制改正等に係る意見交換会

税制改正に関する課題等について、隨時行政当局担当官を招き、意見交換を行う。

5. 会員懇談会

国内課税・国際課税に関する理論面、実務面において幅広く講演会を開催する。「税制改正説明会」、「決算・申告への留意事項」等の当局からの情報発信、研究者・実務家の研究報告等を会員のニーズに則して、バランスよく提供することを目指す。

開催数については、中期計画の方針に従い、昨年度より回数の絞込みを実施する。

但し、会員への普及活動の中軸事業であり、充実化を図りつつ、また委員会・研究会のうちで可能なものは合同で開催し、年間90回規模（単独80回、合同10回）を維持する。

・会員懇談会の回数推移

（回数）

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 計画	平成25年度 中期計画
会員懇談会	74	106	111	87	83	72

6. 租税研究大会

租税研究大会については、租研の事業活動にふさわしい財政・税制に関する調査、研究、情報発信機能を重視したものを引き続き実施する。会員に対して講演、討論等を通して、情報提供を実施すると共に、協会外部への情報発信を行ない、公益的活動の向上、当協会のブ

レゼンス向上に資するものとして継続する。

なお、東京大会は、平成22年9月7日（水）～8日（木）、大阪大会は平成22年9月22日（木）に開催する予定である。

・租税研究大会の内訳と実施推移

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 計画	(回数) 平成25年度 中期計画
東京大会	3	3	8	6	4	4
	報告	1	1	4	1	2
	討論	2	2	4	3	2
大阪大会	3	3	3	3	2	2
	報告	2	2	2	1	1
	討論	1	1	1	1	1
合計（報告+討論）	6	6	11	9	6	6
合計（日数）	2.5	2.5	4.0	3.0	3.0	3.0

7. 基礎講座

基礎的分野の会員サービスとして継続するが、中期事業計画方針に従い、講座においても収支相償を原則とした運営を目指す。

そのため、会場費用等でのコスト削減等に取り組み、法人税基礎講座（東京、大阪）、国際課税基礎講座（東京、中級講座と隔年開催）を継続。但し、大阪での国際課税基礎講座は、廃止する。

・基礎講座の内訳と実施推移

	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 計画	(回数) 平成25年度 中期計画
法人税講座（東京）	8	8	8	8	8	8
法人税講座（大阪）	8	8	9	9	9	8
国際課税基礎講座（東京）	6	7	7	0	6	6
国際課税中級講座（東京）	-	-	-	5	0	0
国際課税基礎講座（大阪）	-	-	6	6	-	-
合計	22	23	30	28	23	22

※各回、2～2時間半で実施。

8. 出版物の刊行

会員に対し租税に関する最新情報を提供するため、毎月発刊の「租税研究」に加えて、「税制参考資料集(平成23年度)」、「租税条約の解説」等の出版物を作成し配付する。また、「OECD モデル租税条約2010年版」等の重要な文献について翻訳を行い、出版、配付することとする。但し、出版に当っては真に必要なものに限り、実施するなど対象の重点化を図る。

①情報提供

- ・税制参考資料集（平成23年度）

② OECD、租税条約関連

- ・租税条約の解説（今後、条約が締結された場合に随時）
- ・OECD モデル租税条約2010年版

③その他

会員に有用な情報については、真に必要なものに限り、随時、出版を検討する。

9. 情報提供サービスの向上

会員向けの情報提供サービスの内容を充実することにより、会員の利便性の向上を図る。

また、ホームページにおいて、租研意見、研究会報告、租税研究大会等を掲載することにより、会員以外の一般の方にも広く情報提供するとともに、当協会からの提言、情報発信の充実を図り、財政・税制についての知見・知識の普及・拡大を図る。

10. 国際租税協会（IFA）日本支部事務局事務受託等

IFA 日本支部の事業活動の積極的な展開に協力すると共に、IFA から得られる情報を活かし租研の国際租税分野での事業活動の更なる活性化に資することに努める。